

王子製紙株式会社呉工場発電所における
定期事業者検査時期変更承認手続きの未実施について

平成22年3月29日
中国四国産業保安監督部

中国四国産業保安監督部は、王子製紙株式会社から同社呉工場発電所第6号ボイラーが、平成21年6月からの使用において定期事業者検査時期変更承認手続きが未実施である旨の報告を平成22年3月19日付けで受けましたのでお知らせします。

【不適切な事実の概要】

同社は、呉工場発電所第6号ボイラーの定期事業者検査を平成21年6月6日までに開始又は時期変更の承認を受ける必要がありましたが、どちらも行わず同年7月12日まで使用していました。これは電気事業法第55条に違反するものです。

【当部の対応】

当部では、同社からの報告を受け、早期に手続きを行うよう指導しておりましたが、平成22年3月25日に同社から時期変更承認申請の提出がありましたので、今後、本件に関して立入検査を実施し、設備の安全性、原因及び再発防止策について確認することとしています。

（参考）

火力発電所のボイラーの定期事業者検査は、電気事業法において、前回の定期事業者検査が終了した日以降2年を超えない時期に実施することが規定されていますが、使用の状況から、経済産業大臣が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したときには、最大2年延長できることとされています。

（お問い合わせ先）

中国四国産業保安監督部 電力安全課
担当者：片山、三浦
電話：082-224-5742（直通）